

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	口座管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、口座管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 山江村長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	口座管理に関する事務
②事務の概要	口座振替、振込事務に必要となる口座情報の登録管理及びその口座登録情報をもとにした各金融機関への口座振替(振込)依頼事務を行う。 また、口座振替依頼結果データの受け入れ処理により各賦課データへの消込を行う。
③システムの名称	口座管理システム 財務会計システム 個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 固定資産税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 軽自動車税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 国民健康保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 後期高齢者医療システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第9、14、21、24、26-4、27、40、44、51、55、61、64、70、81、82-2、85、100、111、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計室
②所属長の役職名	会計管理者
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 Tel.0966-23-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山江村役場会計室 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 Tel.0966-23-3293
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、申告等の際には、本人からのマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性の確認の徹底を厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに則り、対象者からの同意に基づいて特定個人情報の収集を行っているため、目的外の入手が行われることはない。そのうえで、台帳管理を徹底し、同一人物からの複数回の提供がないよう確認し、必要最低限の収集を行うようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	公表日	令和元年6月14日	令和8年2月20日	事後	
令和8年2月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	口座管理システム	口座管理システム 財務会計システム 個人住民税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 固定資産税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 軽自動車税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 国民健康保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 後期高齢者医療システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	
令和8年2月20日	I 3. 個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項 別表第一の第8、16、19、30、41、49、59、68、94の項	番号法第9条第1項 別表第一の第9、14、21、24、26-4、27、40、44、51、55、61、64、70、81、82-2、85、100、111、127の項	事後	
令和8年2月20日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111	山江村役場会計室 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3293	事後	
令和8年2月20日	II 1. 対象人数	令和元年5月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	
令和8年2月20日	II 2. 取扱者数	令和元年5月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業	-	(様式変更により追記)	事後	新設
令和8年2月20日	IV 9. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策	-	(様式変更により追記)	事後	新設